

尼崎市監査公表第2号

平成23年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第6項の規定により公表します。

平成25年2月21日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	章	治
同	田	村	征	雄

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体 は監査結果報告日時点の団体	市民協働局（武庫地域振興センター） 協働推進局（武庫地域振興センター）
2 監査結果報告日	平成24年 2月20日
3 措置通知日	平成24年 7月10日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>武庫地区会館の土地及び建物について（結果）</u></p> <p>従来、旧武庫保健センターの土地及び建物の一部は、健康福祉局保健センターが行政財産として所管していた。その後旧武庫保健センターの用途廃止、武庫地域振興センターへの所管換えが行われている。</p> <p>建物については、保健所633.00㎡（武庫保健センター）を普通財産貸付576.00㎡と地区会館57.00㎡とに振替するべきであった。また土地については、貸付部分の敷地として利用するものであるが、すべて地区会館の敷地として振替するべきであった。</p> <p>しかしながら、この武庫地区会館の土地及び建物について「公用財産」から「公共用財産」への振替が行われていない。</p> <p style="text-align: right;">（武庫地区会館）</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>旧保健センターの用途廃止を行った平成19年度当時、健康福祉局保健センターから武庫地域振興センターに所管換えを行った際に、「公用財産」から「公共用財産」への振替が行われず、現在に至っていた。</p> <p>監査結果の報告を受けた後、改めて現状の確認と当時の書類を捜し確認したなかで、平成24年6月11日に「公有財産台帳記載事項異動報告書」を作成、翌12日に公有財産課へ提出し、「公有財産」から「公共用財産」への振替を行った。</p> <p>今後、財産の異動や使用目的が変わる際には十分な注意・点検を行い、このようなミスが生じないように努めていく。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園課）																						
2 監査結果報告日	平成24年 2月20日																						
3 措置通知日	平成24年 8月30日																						
4 監査結果の内容	<p><u>公有財産台帳の記載について（結果）</u></p> <p>すでに供用を開始しているにもかかわらず、台帳上の名称変更がなされていなかった。</p> <p>規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。</p> <p>すでに供用を開始しているものについては、実態に合わせた台帳の整備を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（（仮称）大庄北公園） ほか9件</p>																						
5 措置の内容	<p>指摘後、次表のとおり、現在の公園名称に公有財産台帳の変更を行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指摘時における 公有財産台帳上の名称</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更後の名称 (現在の名称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">（仮称）大庄北公園</td> <td style="padding: 5px;">大庄北公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（仮称）長洲本通1丁目公園</td> <td style="padding: 5px;">長洲本通北公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（仮称）常松土地区画整理事業公園</td> <td style="padding: 5px;">常松南公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（仮称）椎堂子ども広場</td> <td style="padding: 5px;">北園公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（仮称）アルカニック広場</td> <td style="padding: 5px;">アルカニック広場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">西難波北第2公園予定地</td> <td style="padding: 5px;">西難波中公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">成文公園予定地</td> <td style="padding: 5px;">成文公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">公園用地「奥野子ども広場」</td> <td style="padding: 5px;">塚口奥野子ども広場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">公園予定地（塚口第2公園）</td> <td style="padding: 5px;">塚口第2公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">公園用地（開明小学校跡地）</td> <td style="padding: 5px;">開明中公園</td> </tr> </tbody> </table>	指摘時における 公有財産台帳上の名称	変更後の名称 (現在の名称)	（仮称）大庄北公園	大庄北公園	（仮称）長洲本通1丁目公園	長洲本通北公園	（仮称）常松土地区画整理事業公園	常松南公園	（仮称）椎堂子ども広場	北園公園	（仮称）アルカニック広場	アルカニック広場	西難波北第2公園予定地	西難波中公園	成文公園予定地	成文公園	公園用地「奥野子ども広場」	塚口奥野子ども広場	公園予定地（塚口第2公園）	塚口第2公園	公園用地（開明小学校跡地）	開明中公園
指摘時における 公有財産台帳上の名称	変更後の名称 (現在の名称)																						
（仮称）大庄北公園	大庄北公園																						
（仮称）長洲本通1丁目公園	長洲本通北公園																						
（仮称）常松土地区画整理事業公園	常松南公園																						
（仮称）椎堂子ども広場	北園公園																						
（仮称）アルカニック広場	アルカニック広場																						
西難波北第2公園予定地	西難波中公園																						
成文公園予定地	成文公園																						
公園用地「奥野子ども広場」	塚口奥野子ども広場																						
公園予定地（塚口第2公園）	塚口第2公園																						
公園用地（開明小学校跡地）	開明中公園																						

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園課）																		
2 監査結果報告日	平成24年 2月20日																		
3 措置通知日	平成24年 8月30日																		
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>公有財産台帳の記載について（結果）</u></p> <p>既に解体除却されている建物について台帳から削除されていなかった。 解体除却された財産については台帳から削除するよう管理を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（尾浜公園） ほか7件</p>																			
<p>5 措置の内容</p> <p>指摘後、既に除却されている次表の財産について、公有財産台帳から削除を行った。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">公有財産台帳に 記載されている財産名称</th> <th style="padding: 5px;">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">尾浜公園</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水明公園</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">北配緑地</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">久々知（名神下）子ども広場</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水堂（名神下）子ども広場</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大西（名神下）子ども広場</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水堂第2（名神下）子ども広場</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国鉄尼崎駅前公園</td> <td style="padding: 5px;">便所</td> </tr> </tbody> </table>		公有財産台帳に 記載されている財産名称	設置目的	尾浜公園	便所	水明公園	便所	北配緑地	便所	久々知（名神下）子ども広場	便所	水堂（名神下）子ども広場	便所	大西（名神下）子ども広場	便所	水堂第2（名神下）子ども広場	便所	国鉄尼崎駅前公園	便所
公有財産台帳に 記載されている財産名称	設置目的																		
尾浜公園	便所																		
水明公園	便所																		
北配緑地	便所																		
久々知（名神下）子ども広場	便所																		
水堂（名神下）子ども広場	便所																		
大西（名神下）子ども広場	便所																		
水堂第2（名神下）子ども広場	便所																		
国鉄尼崎駅前公園	便所																		

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園課）
2 監査結果報告日	平成24年 2月20日
3 措置通知日	平成24年 8月30日
4 監査結果の内容	<p><u>公有財産台帳の記載について（結果）</u></p> <p>公有財産台帳に記載もれがみられた（猪名寺1丁目478-2、猪名寺1丁目490-2、猪名寺1丁目493-1）。</p> <p>公有財産台帳上の地積に誤りがあるものが散見された（猪名寺1丁目485、猪名寺1丁目499-1、猪名寺1丁目553-4、猪名寺1丁目550）。</p> <p>台帳の記載もれ、地積の記載誤りがないよう台帳管理を徹底すべきである。 （佐璞丘公園）</p>
5 措置の内容	<p>公有財産台帳に記載漏れがあったとの指摘があった「猪名寺1丁目478-2」、「猪名寺1丁目490-2」、「猪名寺1丁目493-1」については、指摘後、現地及び公有財産台帳を確認したところ、当該所在地は既に道路用地であり、道路課所管の道路予定地（神崎橋伊丹線）として、適正に台帳登録されており、監査時の報告誤りであることが確認できた。</p> <p>公有財産台帳上の地積に誤りがあった「猪名寺1丁目485」、「猪名寺1丁目499-1」については、適正な地積に更正するため、公有財産台帳の変更を行った。</p> <p>「猪名寺1丁目553-4」、「猪名寺1丁目550」については、公有財産台帳には実測面積が上げられているが、当該土地の買収後、実測面積を計った数値の地積更正届出を法務局には行っていなかったため、現在、適切な数値の届出を行っているところである。</p>

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体 は監査結果報告日時点の団体	市民協働局（協働・男女参画課） 環境市民局（女性・消費生活課）
2 監査結果報告日	平成24年 2月20日
3 措置通知日	平成24年 7月10日
4 監査結果の内容 <u>使用許可更新手続きについて（結果）</u> 「行政財産使用許可申請書」が提出されているが、継続使用許可申請に該当することから、本来は「行政財産使用許可更新申請書」により申請される必要があった。 (女性・勤労婦人センター)	
5 措置の内容 自動販売機設置に伴う行政財産使用許可について、平成23年10月1日からの使用許可に係る申請から、「行政財産使用許可更新申請書」の提出を受け、使用許可更新の手続きを行っている。	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体 は監査結果報告日時点の団体	経済環境局（地方卸売市場） 産業経済局（地方卸売市場）
2 監査結果報告日	平成24年 2月20日
3 措置通知日	平成24年 6月27日
4 監査結果の内容 <u>使用料等の督促手続き、延滞金の請求について（結果）</u> 場内業者の使用料等について、尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条に基づいた督促手続を行うべきである。 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第3条に規定されている延滞金の請求を行うべきである。 <p style="text-align: right;">（地方卸売市場）</p>	
5 措置の内容 場内業者に対し、使用料等について尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定に沿って、事務処理を行うことを周知するとともに、督促手続及び延滞金の請求を行うよう事務の改善を図った。	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体 は監査結果報告日時点の団体	市民協働局（園田地域振興センター） 協働推進局（園田地域振興センター）
2 監査結果報告日	平成23年 2月21日
3 措置通知日	平成24年 7月10日
4 監査結果の内容 <u>公衆電話ボックスの有償貸付について（結果）</u> 公衆電話ボックスは地元の要請により設置された経緯があるが、公衆電話ボックスの敷地は有償で貸付すべきである。 （富田福社会館）	
5 措置の内容 当該公衆電話ボックスについては、平成23年9月1日付けで、NTT 西日本と有償貸付の土地賃貸借契約を締結した。	

（平成22年度未措置分）